

# 石巻市の復興まちづくり (第33回)

このコーナーは、市の今後のまちづくりに関する情報をお知らせします。  
今回は、「住まい」をテーマに、被災者の生活再建支援制度と市が整備する住宅団地の工夫を紹介します。

## 被災者生活再建支援制度

市では、東日本大震災で被災された方々を対象に住宅団地や復興公営住宅を整備し、住宅再建を進めていますが、これら整備に加えて、皆さんの再建方法に応じてさまざまな生活再建支援制度を用意しています。

また、国・県等でも各種支援制度を実施しています。各支援制度の詳しい内容については、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。

### ○再建手法別支援制度(住宅建設・引っ越し等に係る補助金)

項目	住宅を建設・購入する				住宅を借りる	
	(1) 市が整備する住宅移転	(2) 市が整備する住宅団地・公営団地には入居せず、自主的に再建			(3) 市が整備する公営住宅に移転	(4) 民間の賃貸住宅に入居
支援制度名称	①防災集団移転促進事業	②がけ地近接等住宅移転事業	③東日本大震災被災者危険住宅移転事業	④東日本大震災被災者住宅再建事業	⑤復興公営住宅等移転(引っ越し)補助金	
支援制度概要	住宅地の整備や、もともと居住していた土地の買取に加え、住宅建築のための利子補給等の金銭的な補助も行っています。	任意に戸別移転される被災者を対象とした補助制度です。	①や②の支援を受けることができない被災者を対象とした石巻市独自の制度です。	市内全域の被災者対象とした石巻市独自の補助制度です。	応急仮設住宅等から市内の公営住宅等、または市内の民間賃貸住宅等に移転した世帯で、応急仮設住宅等の退去(明渡し)の手続きが完了している世帯に対する補助制度です。	
各事業による支援を受けるための資格	り災判定	全壊	○	○	○	○
		大規模半壊・半壊	○	○	○	○
		半壊に至らない	○	○	△(※2)	×
	被災場所	災害危険区域内	○	○	○	△(※4)
		災害危険区域外	×	×	○	
	再建状況	未着手	○	○	△(※3)	×
		再建済	×	×	△(※1)	○
その他条件	—	—	⑤を受けていない。 (※1)平成24年11月30日以前に再建した方	①、②、③の対象外の方。もしくは①、②、③の補助金額が本事業の補助金額に満たない方	①、②の対象外の方。もしくは①、②の補助金額が10万円未満の方	
補助(金銭補給)	○被災前住宅等の除去費用・引っ越し費用 上限80万2千円/戸 ○建物助成費 住宅建設 上限457万円 用地購入 上限265万7千円 (用地造成 上限59万7千円/戸を含む) ※建物助成費は、利子相当額に対する助成となります。	○被災前住宅等の除去費用・引っ越し費用 上限80万2千円/戸 ○建物助成費 住宅建設 上限457万円 用地購入 上限206万円 用地造成 上限59万7千円 ※建物助成費は、利子相当額に対する助成となります。	○被災前住宅等の除去費用・引っ越し費用 上限78万円/戸 ○建物助成費 住宅建設 上限444万円 用地購入 上限206万円 用地造成 上限58万円 ※建物助成費は、利子相当額に対する助成となります。	○新築または購入(下記A・Bのいずれか選択) A 利子補給補助 上限444万円 B 取得費用補助 上限250万円 ○補修(下記A・Bのいずれか選択) A 利子補給補助 上限150万円 B 補修費用補助 上限100万円 ○嵩上げ工事 工事費用補助 上限100万円 ※市内津波浸水区域内に再建した場合	10万円/世帯(定額・1回限りの申請) (※4)被災時住所が災害危険区域内の世帯で、がけ地近接等危険住宅移転事業または防災集団移転促進事業の補助金の交付決定額が10万円未満の方については、差額適用あり。	
お問い合わせ先	集団移転推進課(内線5489)	集団移転推進課(内線5489)	生活再建支援課(内線4762)	生活再建支援課(内線4762)	生活再建支援課(内線4762)	

(※2)災害危険区域内の場合 (※3)市内での再建に限る

### ○その他支援制度

制度名称	概要	金額	お問い合わせ先	制度名称	概要	金額	お問い合わせ先
⑥被災者生活再建支援制度:基礎支援金	住宅の被害状況に応じて支給する支援金 ※平成28年4月10日(日)まで	37.5万円~100万円	市生活再建支援課 (内線4762)	⑪住宅再建支援事業(二重ローン対策)	被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅再建する際の補助金	上限50万円	県住宅課 ☎022-211-3256
⑦被災者生活再建支援制度:加算支援金	生活の再建方法に応じて支給する支援金 ※平成30年4月10日(火)まで	37.5万円~200万円		⑫住まいの復興給付金制度	消費税率の引き上げに伴う、被災者の住宅取得や補修に係る負担増に対する給付金制度	建築・購入 上限89.7万円 (補修の場合は床面積や工事費等による)	住まいの復興給付金事務局 ☎0120-250-460
⑧災害援護資金貸付	生活の立て直しのための資金の貸付	150万円~350万円	市建築指導課 (内線5672)	⑬すまい給付金制度	消費税率引き上げに伴う、住宅取得者の負担を緩和するための給付金制度	上限30万円	すまい給付金事務局 ☎0570-064-186
⑨建築確認申請等手数料の減免	建築確認申請等の手数料に対する減免	全額免除		⑭住宅金融支援機構の融資	住宅の建設・新築購入または補修に対する融資	上限 建設 3,570万円 購入 3,130万円 補修 1,400万円	住宅金融支援機構 ☎0120-086-353
⑩母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	母子・父子・寡婦世帯を対象として、住宅の補修等に必要経費を無利子・低利で行う資金の貸付	上限150万円	東部保健福祉事務所 ☎95-1411				

## 市が整備する住宅団地の工夫例

市が実施する住宅団地整備は、単に住まいを整備するだけでなく、よりよい居住環境を生み出すために、さまざまな工夫をしています。ここでは、その一部を紹介します。

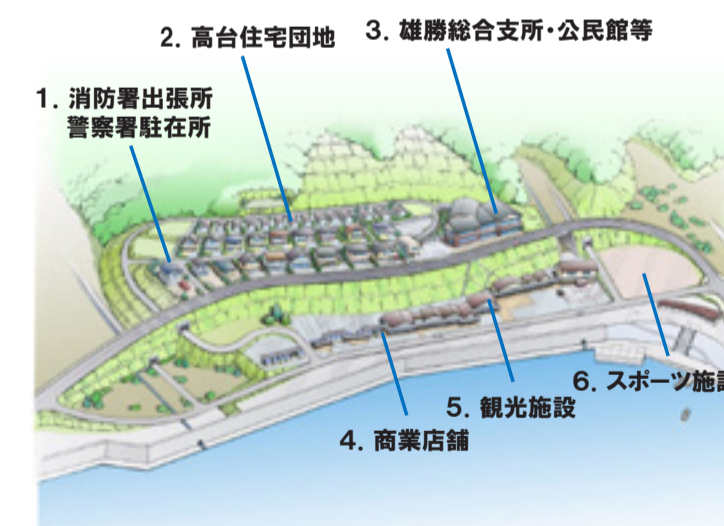
### ○新駅と一体となった住宅地(新蛇田南地区)

新蛇田南地区では、地区の南側にJR新駅「石巻あゆみの駅」が計画されていることから、駅までのアクセスルートを考慮した住宅地計画としています。



### ○半島部3拠点(雄勝中心地区・にっこり団地地区・鮎川浜地区)

雄勝、北上、牡鹿地域の中心部地区に、公共施設や観光施設等を住宅地に隣接して集約し、各地域の拠点エリアを整備し、生活利便性を高めます。



雄勝中心部地区のイメージ

### 復興公営住宅整備の進捗状況 (4月末時点)

○全体(計画戸数 4,500戸)

設計着手率	72.4%(3,261戸)
工事着手率	53.8%(2,424戸)
入居開始率	20.6%(929戸)

